

※詳しくは圖にお問い合わせください。

7月22日(土)から市民プールがオープンします

- 期間 7月22日(土)～8月27日(日)
- 開場時間 午前9時30分～午後5時
- 料金(一般利用の場合) 個人券の1割引(50人以上)

種別	個人利用			団体 (50人以上)
	対象	高校生	大人	
3歳以上 中学生以下	100円	150円	200円	個人券の1割引 (50人以上)
小学生以下	50円	50円	50円	
使用時間 (2時間30分まで)	超過			
超過 (30分につき)				

- 設備 50m公認プール、25mプール、憩いのプール、児童プール、少年プール、幼年プール
- 園運動公園管理事務所 ☎62・5163
- 園生涯学習課スポーツ推進係 ☎63・1681

住居確保給付金を利用しませんか

離職者であつて就労能力と就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人が喪失する恐れのある人が対象です。また、支援員による

相談支援などを行い、住居の安定と就労機会の確保を目指します。

- 支給額 収入に応じて調整された額を支給
- 支給期間 原則として3カ月間
- 支給方法 大家などへ代理納付
- 対象者 申請時に①～⑧のいずれにも該当する人

- ① 離職などにより経済的に困窮し、住居喪失者か住居喪失の恐れがある
- ② 申請日において、65歳未満であつて、離職などの日から2年以内である
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であつた
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である(公的給付を含む)

世帯人数	収入金額
1人	116,000円
2人	165,000円
3人	203,000円
4人	240,000円
5人	278,000円

- ⑤ 申請日に、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の金額以下である。

世帯人数	金融資産額
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

- ⑥ ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う
- ⑦ 国の雇用施策による貸付(職業訓練受講給付金)及び地方自治体などが実施する類似の給付などを、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいづれもが暴力団員などでない

園生活相談支援センター ☎57・7019



農薬散布の際はミツバチに配慮してください

ミツバチは、採蜜はもとより果樹類やイチゴ、メロン、スイカなどの園芸作物の花粉交配には不可欠です。早期水稲が出穂・開花期を迎えます。農薬散布にあたっては、次の3点に留意し、ミツバチに被害が生じないよう注意してください。

- ① 農薬ラベルの使用上の注意をよく確認し、影響のある薬剤を使用する場合は特に注意する。
- ② 近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画など事前に情報交換する。
- ③ 防除時は、水田の周辺を十分確認し、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう注意する。

園農産技術課 ☎096・3333・2381

法定相続情報証明制度をご存知ですか

相続手続きでは、お亡くなりになった人の戸籍・除籍謄本などの束を各種窓口へ何度も出し直す必要があり

ります。本制度では、登記所(法務局)に戸籍・除籍謄本などの束とともに一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出してもらえば、登記官がその一覧図に認証文を付した証明書を無料で交付します。その後の各種手続きは、法定相続情報一覧図を利用してもらうことで、戸籍・除籍謄本などの束を何度も出し直す必要がなくなります。詳しくは、問い合わせください。

※有資格者(弁護士・司法書士・行政書士など)による代理申出も可能です。園熊本地方法務局不動産登記部門 ☎096・364・2145

地域と行政のパイプ役 行政協力員 新任紹介

6月1日付けで新たに次の人を行政協力員に委嘱しました。

- 行政区 市屋
 - 名前 田上俊一さん
 - 連絡先 ☎63・1281
- ◎前任者には、ご協力いただき、ありがとうございます。

園総務課行政管理係 ☎63・1209

運動公園内の全施設の指定管理者を募集

●募集する施設 運動公園施設(全施設を一括募集)

- 対象 法人その他の団体 ※個人では応募できません。
- 募集要項 市ホームページからダウンロードが生涯学習課で配布します
- ※7月3日(月)から配布
- 受付期間 8月21日(月)～25日(金)

●選定方法 提出された書類を審査し、事業計画などについてプレゼンテーションや個別ヒアリングを実施して選定します

農薬容器(産業廃棄物)の回収を行います

園生涯学習課スポーツ推進係 ☎63・1681

- 日時 7月5日(水)、10月11日(水) 午前9時～午後4時
- 場所 JAたまな荒尾供給センター
- 回収するもの プラボトル
- 水和剤・粉粒剤の袋

農薬ビン類 農薬缶類(ミカノールなど) ペール缶(ハーベストオイルなど)

●回収するときの注意 紙袋とポトルは分別し、JA指定の回収袋(JAたまな荒尾供給センター)で販売。1枚100円)に入れて出してください。プラポトルは洗浄し、フタをはずして下向きに15本ほど入れてください。

●容器や袋に農薬の残りがあると回収できません。園JAたまな荒尾供給センター ☎68・1420

計量器の定期検査を実施します

取引や証明に使用するばかりは、2年に1回の検査が法律で義務づけられています。定期検査を行いますので、計量器をお持ちの人は受検をお願いします。

検査対象となる計量器

- 商店などで、精肉・鮮魚・青果・惣菜などの売りに使用するばかり
- 学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のばかり
- 農業、漁業などの生産者が

日時・対象地区・場所

検査日	受付時間	検査地区	検査場所
8月2日(水)	午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)	万田・万田中央	大島浄化センター
8月3日(木)		府本・八幡・桜山	文化センター(北側駐車場)
8月4日(金)		荒尾・井手川・中央・緑ヶ丘・平井・有明・清里	

生産物の売買に使用するばかり 手数料 1台当たり500円(2,200円ほど) ※民間の計量士による検査を1年以内に受検した場合、検査の必要はありません。また、定められた地区外でも受検できます。 ※キッチンスケール、ベビースケール、ヘルスメーターなどの家庭用計量器は取引や証明には使えません。園産業振興課商工・企業誘致推進室 ☎63・1209

犬・猫を飼うときは、命への責任が必要です

犬・猫は、飼い主が最後まで世話するのが原則です。飼えなくなったときは、新たな飼い主を探してください。

- 1. 飼い犬、飼い猫の引き取りについて
- 犬・猫を飼えなくなったときは、親戚・知人・動物愛護団体への相談、新聞・情報誌での譲渡呼びかけなど、譲渡の努力をしてください。それでも譲渡先が見つからないときはやむを得ない事情と認められない以下の場合、保健所では引き取りません。

- ① 動物取扱業者から引き取りを依頼された
- ② 繰り返し引き取りを依頼された
- ③ 繁殖制限指導に応じない
- ④ 犬・猫の高齢化や病気を理由とする
- ⑤ 犬・猫の飼養が困難と認められない
- ⑥ 新たな飼い主を探す取り組みをしていない

2. 飼い主がわからない犬の収容について(野犬を含む) 狂犬病予防法に基づき、保健所が捕獲・収容します。(従来と同様)



園有明保健所 ☎72・2184